



**(2) 非常配備体制の変更に伴う修正**

東海地震関連情報が発表された場合の非常配備体制である「地震警戒非常配備」を見直し、非常配備体制を一元化したことを反映させ、修正する。

**【修正箇所】**

- ・ 風水害等編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置」において修正（※1）
- ・ 地震編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置」（※1）及び第5編第2章第1節1「県（防災局）における措置」（※2）において修正

**【新旧対照表】**

風水害等編 P8                      地震編 P8, 21

(※1) 風水害等編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置」

地震編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置」

現行（平成21年6月修正）		改 正 案	
(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)		(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)	
区分	参集基準	区分	参集基準
第2非常配備	○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき	第2非常配備	○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき ・ <u>東海地震観測情報が発表されたとき</u>
第3非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき	第3非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき ・ <u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ・ <u>警戒宣言が発せられたとき</u>

(※2) 地震編第5編第2章第1節1「県（防災局）における措置」

現行（平成21年6月修正）	改 正 案
(1) <u>東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県地震災害警戒本部開設準備室を設置する。</u>	(1) <u>東海地震観測情報又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。</u>

### (3) 緊急消防援助隊に関する記載の整理

緊急消防援助隊の受け入れに係る調整本部の設置や受援計画に基づく受け入れ体制についての記載を追加する。

さらに、地震編にあつては、東海地震及び東南海・南海地震に関する受け入れ体制についての記載を追加する。

#### 【修正箇所】

- ・ 風水害編第3編第4章第2節2「県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）」において修正
- ・ 地震編第3編第4章第2節2「県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）」において修正

#### 【新旧対照表】

風水害等編 P10          地震編 P9, 10

風水害編第3編第4章第2節2「県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）」

地震編第3編第4章第2節2「県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）」

現行（平成21年6月修正）	改 正 案
県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。	県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。 <u>また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。</u>
(地震編のみ)	<u>なお、東海地震及び東南海・南海地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受け入れ体制を確立するものとする。</u>

## 2 風水害等災害対策計画編修正事項

### ○ 気象予警報の発表内容の変更に伴う修正

気象庁が行う気象に関する予警報について、従来は愛知県内を8つの区域に区分して発表してきたが、平成22年5月からは市町村単位で発表される旨の記載を追加する。

#### 【修正箇所】

- 風水害等編第1編第2章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」中、「名古屋地方気象台」の項において修正

#### 【新旧対照表】

風水害等編 P1

風水害等編第1編第2章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」中、「名古屋地方気象台」の項

現行（平成21年6月修正）	改正案
(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。	(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する（ <u>気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。</u> ）。

## 3 地震災害対策計画編修正事項

### ○ 東海地震に関する情報の変更に伴う修正

東海地震観測情報の情報文について、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に、「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表されること等を反映させ、修正する。

#### 【修正箇所】

- 地震編第5編第1章第2節1「情報の種類」の表中「東海地震観測情報」の項において修正

#### 【新旧対照表】

地震編 P20

地震編第5編第1章第2節1「情報の種類」の表中「東海地震観測情報」の項

現行（平成21年6月修正）	改正案
東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に  発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、 <u>この情報の中で、安心情報である旨</u> 明記して発表される。	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、 <u>この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。</u> なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、 <u>「東海地震観測情報（調査中）」と明記して発表される。</u>

